

令和8年6月11日 前橋地方裁判所刑事第1部宣告

令和7年(わ)第254号 傷害、傷害致死被告事件

主 文

被告人を懲役9年に処する。

未決勾留日数中230日その刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は

第1 令和3年10月18日頃から同月27日頃までの間に、当時の被告人方である前橋市a町b丁目c番d-e号fにおいて、実子であるA（令和▲年▲月▲日生）に対し、その腹部及び背部を手でつねるなどの暴行を加え、よって、同人に全治まで約1週間を要する腹壁皮膚挫傷及び背側皮膚挫傷の傷害を負わせた。

第2 同年11月18日頃から同月28日頃までの間に、前記当時の被告人方において、前記Aに対し、その両足を両手でひねったり、その胸腹部を手で強く押して圧迫したりするなどの暴行を加え、同人に左右大腿骨骨折、左右脛骨骨折、右肋骨骨折及び肝挫傷等の傷害を負わせ、よって、同日午後1時51分頃、同市g町h番地i B病院において、同人を前記左右大腿骨骨折等の傷害に基づく外傷性ショックにより死亡させた。

(確定裁判)

被告人は、令和4年2月14日前橋地方裁判所で詐欺未遂罪により懲役1年（3年間執行猶予）に処せられ、その裁判は同年3月1日確定したものであって、この事実は前科調書によって認める。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、生後間もない二女に対し、腹部や背部をつねるなどして負傷させた傷害の事案、及び、同人の両足をひねったり、その胸腹部を手で強く押したりす

る暴行を加えて負傷させ、同傷害に基づく外傷性ショックにより死亡させた傷害致死の事案である。

生後間もない無抵抗の乳児に対し、腹部等をつねる、足をひねる、胸腹部を手で強く押すなどした行為は、約1か月の間に徐々に態様をエスカレートさせながら継続的に虐待を繰り返した点で、卑劣かつ悪質である。

被害者が骨折や肝挫傷等の傷害を負い、多大な苦痛を伴いながら死亡したという結果はもとより重大であって、遺族らが厳しい処罰感情を表明しているのも、その心情として十分に理解することができる。

被告人は、本件に至った経緯につき、当時、仕事をせず、自宅で長女のお世話や家事の大半を負担している状況下で、妻から働くよう言われることや妻が家事をしないことにストレスを感じており、寝かしつけようとしても被害者が泣き止まないことなどから、特に何も考えずに犯行に及んだなどと供述し、弁護人は、一連の犯行の背景に、被告人がADHD（注意欠如多動症）に近い傾向を有することが影響していると主張する。確かに、仕事が長続きしないことにはそうした傾向の影響がうかがわれるものの、生後間もない乳児に対して暴行を加えてはならないことはあまりにも当然のことであり、犯行への影響はごく限定的であって、被告人の責任を大きく減ずる事情とはならない。そして、出産直後の妻が被告人に働くように言ったり、被告人がそうした妻に代わって家事育児を行わなければならない状態に置かれることに特段理不尽な点はなく、そのことでストレスをため、そのストレスを何ら落ち度のない乳児に向けたことは極めて身勝手というほかない。

以上のとおりの犯情を考慮すると、被告人の責任は重いというべきで、本件は、単独で子を虐待した傷害致死の事案の中でも、重い部類に属する。

一般情状についても検討すると、被告人が公判廷で反省の弁を述べ、社会復帰後に発達障害支援センター等の機関を利用するなどの意向を示していることは、被告人に一定程度有利に考慮することができるものの、事件後逮捕に至るまでの約3年半の間、虐待の事実を否定し続け、逮捕後初めて事実を認めたという経緯や、公判廷において

も、本件に至った原因としてADHDに近い傾向が影響しているなどと述べるにとどまれていることに照らせば、自己の問題点に真摯に向き合っているとはいえず、内省が十分に深まっているとまでは言い難い。

そのほか、被告人に前記確定裁判以外の前科はなく、本件各罪が同確定裁判との間で併合罪の関係にあることや、被告人の母親が更生に協力する旨述べていることなどを踏まえても、被告人を主文のとおりの刑に処するのが相当である。

(検察官の求刑 懲役12年、弁護人の科刑意見 懲役6年)

令和8年6月11日

前橋地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官 高 橋 正 幸

裁判官 柴 田 裕 美

裁判官 根 本 堅